

平成30年7月31日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

エアコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件、カセットこんろ1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 3件  
（うちエアコン1件、電気ポンプ1件、食器洗い機（ビルトイン式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
（うち除湿乾燥機1件、エアコン1件、エアコン（室外機）1件、  
抱っこひも1件、IH調理器1件、電気掃除機1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が製造したエアコンについて（管理番号：A201800237）

### ①事故事象について

三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が製造したエアコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

### ②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）1月11日にウェブサイトへ情報掲載（2018年5月30日改訂）を行うとともに、同月13日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201800237）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

### ③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999年10月から2007年までに輸入されたもの。

○形式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<http://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約93万台

### 【リコール実施状況】

2018年（平成30年）1月11日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：5.9%（2018年6月30日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

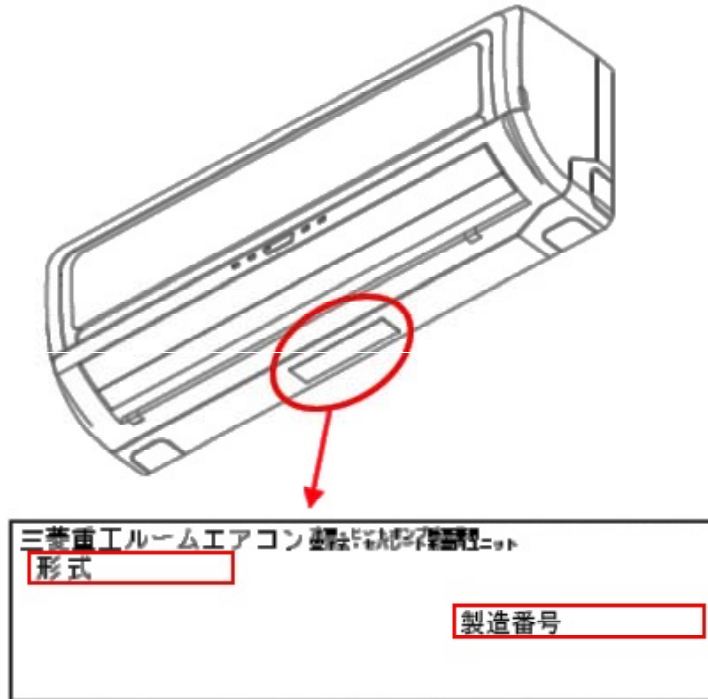
当該事故（管理番号：A201800237）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（現在調査中でリコール事象かどうか不明なもの及びリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	1	火災	2013年度	0	—
2017年度	1	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—
2014年度	1	火災			

<対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：[http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115\\_001.html](http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷熱株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電話番号：0120-224-570

受付時間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：[http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115\\_001.html](http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html)

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、牧野

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800239	平成30年7月15日	平成30年7月26日	ガスこんろ(都市ガス用)	LW2230TL(東京ガス株式会社ブランド:型式HR-T028P-MCCHL)	株式会社ハーマン(東京ガス株式会社ブランド)	火災 軽傷2名	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800246	平成30年7月16日	平成30年7月27日	カセットこんろ	KC-315	株式会社ニチネン(輸入事業者)	火災	作業場で当該製品に装着したカセットボンベが破裂する火災が発生し、当該製品及び周辺が破損した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800237	平成30年7月15日	平成30年7月26日	エアコン	SRK50BKLSV-W	三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から15年以上経過した製品 平成30年1月11日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:5.9%
A201800238	平成30年7月12日	平成30年7月26日	電気ポンプ	32LPD6.4S	株式会社荏原製作所	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	三重県	
A201800240	平成30年7月14日	平成30年7月26日	食器洗い機(ビルトイン式)	SPI5011	ボッシュ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	製造から25年以上経過した製品 平成16年11月1日から自主回収を実施

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800241	平成30年6月27日	平成30年7月27日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月20日
A201800242	平成30年7月15日	平成30年7月27日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成30年7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800243	平成30年7月17日	平成30年7月27日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品
A201800244	平成30年6月6日	平成30年7月27日	抱っこひも	重傷1名	当該製品を使用して乳児(11ヶ月)をおんぶしていたところ、乳児が落下し、右肩を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月19日
A201800245	平成30年7月13日	平成30年7月27日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	平成30年7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800247	平成30年7月16日	平成30年7月27日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

電気ポンプ（管理番号:A201800238）



食器洗い機（ビルトイン式）（管理番号:A201800240）

